

第72号議案

平成30年度大村市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度大村市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大村市農業集落排水事業会計予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大村市下水道施設運転管理業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	53,946千円
大村市上下水道局料金徴収等業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	19,570千円

平成30年9月6日提出

大村市長 園 田 裕 史



附 属 書 類

目 次

1 債務負担行為に関する調書…………… 4頁

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	自己 資金
大村市下水道施設運転 管理業務委託	千円 53,946	—	—	平成31年度 から 平成35年度 まで	千円 53,946	千円 —	千円 —	千円 —	千円 53,946
大村市上下水道局料金 徴収等業務委託	千円 19,570	—	—	平成31年度 から 平成35年度 まで	千円 19,570	千円 —	千円 —	千円 —	千円 19,570